

添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分及び所得に対する租税の負担割合の計算に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名		
事業年度	2	・ ・		
外国関係会社の区分に関する明細				
係会社の評定				
施設を有する外国関係会社でないこと	3	該当・非該当・未判定		
重営を自ら行う外国関係会社でないこと	4	該当・非該当・未判定		
とする一定の外国関係会社でないこと	5	該当・非該当・未判定		
する等の一定の外国関係会社でないこと	6	該当・非該当・未判定		
又は社会資本の整備に関する事業の遂行 一定の外国関係会社でないこと	7	該当・非該当・未判定		
が30%を超える外国関係会社(総資産額に 対する。)であること	8	該当・非該当・未判定		
計額に対する割合が10%未満であり、かつ、 食料の合計額に対する割合が50%未満である	9	該当・非該当・未判定		
係会社の評定				
若しくは航空機の貸付けを主たる事業とす	10	該当・非該当・未判定		
例の適用	11	有・無		
社特例の適用	12	有・無		
会社特例の適用	13	有・無		
固定施設を有する外国関係会社であること	14	該当・非該当・未判定		
を自ら行う外国関係会社であること	15	該当・非該当・未判定		
外国関係会社であること	16	該当・非該当・未判定		
行う外国関係会社であること	17	該当・非該当・未判定		
関係会社の評定				
の外国関係会社であること	18	該当・非該当・未判定		
等であること	19	該当・非該当・未判定		
業年度であること	20	該当・非該当・未判定		
であること	21	該当・非該当・未判定		
の負担割合の計算				
租税の 額の 計 算	本店所在地国において 課される外国法人税の額	34	() %	
		35		
	所得の額に応じて税率が 高くなる場合に納付した ものとみなされる税額	36		
		37		
	租税の額 ((34) から (37) までの合計額)		38	
所得に対する租税の負担割合 $\frac{(38)}{(33)}$		39		
(33) が零又は欠損金額と なる場合の租税の負担割合		40		

別表十七(三)付表二 令六・四・一以後終了事業年度分